## 税務訴訟資料 第260号-134 (順号11490)

広島高等裁判所岡山支部 平成●●年(○○)第●●号 所得税更正処分取消等請求控訴事件 国側当事者・国(倉敷税務署長)

平成22年8月5日棄却・上告

(第一審・岡山地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号、平成22年2月18日判決、本資料260号-26・順号11382)

判

控訴人

同訴訟代理人弁護士 余傳 一郎

同補佐人税理士 冨岡 正機

被控訴人

 同代表者法務大臣
 千葉 景子

 同指定代理人
 大原 高夫

 同
 池永 真

 同
 重田 勉

 同
 林 嗣朗

 同
 周布 京幸

 処分行政庁
 倉敷税務署長

 丹下 浩

主

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

# 第一 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 倉敷税務署長が平成19年3月9日付けで控訴人に対してした平成15年分の所得税の更正 処分のうち、還付金の額に相当する税額39万1780円を超える部分及び過少申告加算税の賦 課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 倉敷税務署長が平成19年3月9日付けで控訴人に対してした平成16年分の所得税の更正 処分及び過少申告加算税の賦課決定処分(ただし、異議決定により一部取り消された後のもの) のうち、更正処分については納付すべき税額359万2300円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分については過少申告加算税5万4000円を超える部分をいずれも取り消す。
- 4 倉敷税務署長が平成19年3月9日付けで控訴人に対してした平成17年分の所得税の更正 処分及び過少申告加算税の賦課決定処分(ただし、異議決定により一部取り消された後のもの) のうち、更正処分については納付すべき税額729万5100円を超える部分及び過少申告加算 税の賦課決定処分については過少申告加算税5万9000円を超える部分をいずれも取り消す。

5 訴訟費用は、1、2審とも被控訴人の負担とする。

## 第二 事案の概要

一 控訴人は、平成15年分ないし平成17年分(以下「本件各年分」という。)の各所得税の確定申告において、不動産収入から借入金利息を必要経費として控除して不動産所得の計算をし、また、平成15年分の所得税について、控訴人の有価証券先物取引(以下「本件先物取引」という。)による所得は事業所得であるから、その損失は不動産所得等と損益通算されるべきであるとして税務申告をしたが、倉敷税務署長は、当該借入金のほとんどが不動産取得等のために借り入れられたものとは認められないから、これにかかる利息を必要経費として控除することはできず、また、本件先物取引による所得は事業所得ではないから、その損失を不動産所得等と損益通算することはできないとして、平成19年3月9日付けで、本件各年分の所得税の各更正処分(以下「本件各更正処分」という。)及び過少申告加算税の各賦課決定処分(以下「本件各賦課決定処分」といい、これと本件各更正処分とを併せて「本件各処分」という。)をしたところ、控訴人は異議申立をしたので、処分行政庁は、平成15年分については異議申立を棄却し、平成16年分及び平成17年分については、本件各処分の一部を取り消し、その余の異議申立を棄却する決定をした。

本件は、控訴人が本件各処分(異議決定により一部取り消された後のもの)を不服として、本件各更正処分については本件各年分の確定申告ないし更正の請求にかかる金額を超える部分の取消を、本件各賦課決定処分については本件各年分の金額のうち平成15年分につき全部の取消を、平成16、17年分につき一部の取消をそれぞれ求めた事案である。

原審は、控訴人の請求を全て棄却したので、控訴人が控訴した。

#### 二前提事実

次のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「1 前提となる事実」(原判決 3 頁 1 行目から同 5 頁 1 7 行目まで)に記載したとおりであるから、これを引用する。

原判決4頁21行目末尾に改行して「ウ 控訴人が本訴を提起したのが、平成20年10月8日であることは、記録上明らかである。」を付加する。

#### 三 争点及び争点に関する当事者の主張

次のとおり付加訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「2 争点に関する当事者の主張」(原判決 5 頁 1 9行目から同 1 1 頁 1 5行目まで)に記載したとおりであるから、これを引用する。

- 1 原判決9頁6行目末尾に改行して次のとおり付加する。
  - 「(エ)① 控訴人の生活の資が給与収入及び不動産賃貸収入であったことは、控訴人が結果と して有価証券先物取引から利益を得られなかったことを前提に、結果のみから評価し たものに過ぎず、事業性を判定する要素にはなり得ない。
    - ② 控訴人が有価証券先物取引に精通した専門家や従業員を雇用していなかったことは、事業の規模、性格に依拠するものであり、控訴人は、人的・物的設備を備えていた。
    - ③ 控訴人が人的・物的設備の使用料を全額は支払っていなかったことは、費用の負担者の問題であり、事業性を判定する要素にならない。
    - ④ 控訴人は、有価証券先物取引に必要な資金を、B、J銀行等の金融機関からの借入

金をもって充てている。Bは、人格なき社団として独立した人格、権利主体性を有しているのであり、控訴人とは別人格であり、Bからの借入金は控訴人の自己資金ではない。Bからの借入金が多額となったことは、控訴人とBの事業上の経営判断によるものであり、このことが事業性の認定に影響を及ぼすものではない。

- ⑤ 控訴人は、大部分の時間を有価証券先物取引に費やしており、仮に副業であるとしても、副業であることをもって事業性を否定する理由にはならない。
- ⑥ 有価証券先物取引は、投機性が強く多額の損失を被ることもあるが短期間に多額の 利益を上げることもあり、控訴人も多額の損失を被った年度が多いが多額の利益を上 げた年度も存在し、損失を計上していることが事業性を否定する要素にはなり得ない。
- ⑦ Bは、平成17年4月6日にM証券株式会社との間で総合口座を開設し、平成18年9月8日に保証金800万円を預託して信用取引を開始し、平成19年1月25日に証拠金500万円を預託して有価証券先物取引を開始した。したがって、控訴人が、Bの証券取引部門の常務取締役として、本件各処分の対象年度に、有価証券先物取引のために精神的・肉体的労力を費やしたことはない。」
- 2 原判決9頁15行目「株式会社」を「証券会社」と改める。

## 第三 当裁判所の判断

- 一 当裁判所も、控訴人の請求には理由がないと判断する。その理由は、次のとおり付加訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の「1」、「2」、「3」(原判決 11 頁 1 7行目から同 2 1 頁 1 2行目まで)に記載したとおりであるから、これを引用する。
  - 1 原判決12頁17行目「その後」の次に「平成元年ころ」を付加し、同18行目「Aグループ」を「Aグループ」と改める。
  - 2 原判決12頁26行目「原告は、」の次に「平成8年ころから、」を付加する。
  - 3 原判決13頁21行目「給与は、」の次に「平成15年ころを含めて終始、」を付加し、同26行目「いずれも」を「1年10か月間従事した1名を除けばいずれも」と改める。
  - 4 原判決14頁9行目末尾に「控訴人は、平成15年末においても、Bから54億8000万円、Aから1億2000万円及び金融機関から合計約18億円を借り入れており、これをもって有価証券先物取引の資金としていた。」を付加する。
  - 5 原判決14頁23行目「常務取締役を務めて」を「証券取引をも担当して」と改める。
  - 6 原判決15頁21行目「常務取締役を務め」を「証券取引をも担当し」と改め、同23行目「原告が」から同16頁1行目までを「控訴人は、Bが証券取引を始めたのは平成18年以降である旨主張し、証拠(甲22、23の各1・2)には、Bが平成17年4月にM証券株式会社で口座開設した旨などの上記主張に沿うかの記載がある。しかし、証拠(甲14、17、乙24の1ないし4)によると、Bは、平成12年ないし平成15年当時、証券取引を継続して行っていたものと認められ、M証券株式会社以外の業者との取引も考えられるから、上記控訴人の主張は採用できない。そうすると、控訴人が本件先物取引に費やした労力が、控訴人の同取引の事業性を基礎づけるかどうかについては多少割り引いて考えなければならない。」と改める。
  - 7 原判決17頁20行目末尾に、次のとおり付加する。

「控訴人は、これに加え、毎年多額の不動産賃貸収入も得ていた。

他方、控訴人は、平成15年8月に税務調査を受け、それまで必要経費としていた多額の

借入金利息を否認される事態が生じたことから、本来であれば、事業開始後1か月以内に所轄税務署長に提出すべき有価証券先物取引の開業の届出書を、平成15年12月1日になって初めて提出し、開業日を平成元年1月1日に遡らせた上、平成14年分の確定申告については先物取引による損失を不動産所得と損益通算していなかったことを理由に所得税の更正請求をし、平成15年分の確定申告については先物取引による損失を不動産所得及び給与所得と損益通算して申告し、この時点から先物取引が事業である旨主張し始めた(乙1、20、23)。もっとも、控訴人は、平成16年分と平成17年分の確定申告については、先物取引による損失を不動産所得と損益通算する扱いをしていない(乙2、3)。」

- 8 原判決19頁24行目「消滅していることが認められる。」の次に「また、平成元年以降の 新たな借入が、本件各不動産を購入した際の借入金の弁済に充てられたものであり、実質的に 本件各不動産を購入した際の借入金の借り換えであったと認めるに足りる証拠はない。」を付 加する。
- 9 原判決21頁7行目「検討及び」の次に「証拠(甲1ないし4、乙1ないし3、14ないし19)、」を付加する。

#### 二結論

以上によれば、本件各更正処分等(ただし、平成16年分及び平成17年分については、異議 決定により一部取り消された後のもの)はいずれも違法とはいえず、控訴人の請求には理由がな いから本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所岡山支部第2部

裁判長裁判官 高田 泰治

裁判官 檜皮 高弘

裁判官 金光 秀明